

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和5年度①

私たちは、日常的に商品やサービスを購入し、消費して生活しています。これを、消費生活といいます。このように消費生活を営む私たちは、みんな消費者です。

5月は 消費者月間！

今年のテーマは、

デジタルで快適、消費生活術

～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及等、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。

一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

消費者が、行政や事業者等から得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

そこで、それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、令和5年度の消費者月間においては、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」が統一テーマとされました。

※消費者庁ホームページより



インターネット通販における

「偽サイト」や「偽物トラブル」が多発しています

事例① 画像専用SNSを見ていたところ、ブランドサンダルがキャンペーンで2足目無料とあったので、通販サイトにアクセスし、ブランドサンダル2足を代引き配達で注文した。宅配業者に代金を支払って、荷物を受け取り、商品を確認したところ、通販サイトの商品ページの画像ではブランド名の印字や刻印があったのに、届いた商品にはなく、入れ物を化粧箱ではなくビニール袋だった。偽物なので返品しようと思い、送り状の依頼主欄の配送代行業者に電話したが「荷物の問い合わせは受け付けられません」との音声ガイダンスが流れた。通販サイトに電話番号の記載はない。商品を返品し返金してほしい。

事例② 通販サイトで有名メーカーのストーブが通常価格の半額以下で販売されていたので申し込み後、注文確認メールが届いた。注文時には代引きにしていたが、注文確認メールには金融機関名と振込先が記載され、入金確認後に発送との事であった。入金後、業者にメールしたが、その後は何の連絡もない。不審に感じサイトに記載されていた電話番号に連絡したが、使われていなかった。

事例③ SNS広告で今話題のビーズクッションが安価に販売されているのを見つけ、記載されたURLから販売サイトに接続した。支払方法はクレジットカード払いを選択し申し込んだ。しかし、申し込みから10日経過しても商品が届かないため、販売業者へメールで問合せみたが返信がない。カード会社へ事情を伝えて支払取消を申し出たところ、販売業者へ連絡を取るよう言われた。販売業者の連絡先はメールアドレスしかなく、返信がない。支払を取り消してほしい。

消費者へのアドバイス

○有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、見分けがつかないほどよく似ているものもあります。

○「期間限定」「バーゲンセール」などと表示して、サイト内で多くの商品が大幅値引きされている場合には、要注意です。

○代引き配達で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後で商品が「偽物」だとわかってても宅配業者からの返金は困難です。

○支払い方法がクレジットカード決済や代金引換決済のみなど、限定的な場合は、今一度サイト内を確認しましょう。

○通販サイトに記載されている販売業者の名称（会社名）、住所、電話番号、メールアドレスなどが、しっかり表示されているか確認しましょう。

○サイトの閲覧中に「只今〇〇県の〇〇は弊社の商品をご購入」とポップアップメッセージを表示して、多くの人が利用している人気があるサイトであるように装う偽サイトなどが確認されています。注文後には「発送の準備をしています」などと返信メールを送ってくる偽サイトや、配送状況を追跡できるというURLを知らせて消費者を安心させる偽サイトなども確認されており、被害に気付きにくくなるなど、消費者を欺く手口が巧妙化しているので注意が必要です。



消費生活センターでは、消費者をだましてお金を支払わせる悪質商法による被害や「商品が届かない」「壊れた商品・にせ物が届いた」「購入した商品でケガをした」など、消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

また、クーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を、無料で実施しています。

お気軽にお問合せください。



佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)